（法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の十の三　法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一・二　（略）

三　法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

四　（略）

（法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の十の三の二　法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2　都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の十八の二　法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）に該当するに至つたこと。

五　法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つたこと。

六～八　（略）

（特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第十条の二十三　（略）

2　（略）

3　前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。次号において同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

（法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の十の三　法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一・二　（略）

三　法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

四　（略）

（新規）

（特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の十八の二　法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）に該当するに至つたこと。

（新規）

五～七　（略）

（特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第十条の二十三　（略）

2　（略）

3　前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書